

特定非営利活動法人 さざなみの会
福祉用具専門相談員指定講習会

福祉用具専門相談員とは・・・・・・・・

介護保険を適用して福祉用具を利用する際に、利用者本人やご家族のご要望に応じて、その方の状況にあった福祉用具の選定や使い方などの相談や用具の調整等を行う専門職です。

福祉用具の貸与事業を行う指定事業所には2名以上の「福祉用具専門相談員」を配置することが義務付けられており、介護保険の受給対象となる福祉用具の貸与・販売に際しては「福祉用具専門相談員」の技術的支援等が不可欠となります。尚、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第194条に定める一定の有資格者については、本研修を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能です。

研修
カリキュラム

- ①福祉用具と福祉用具専門相談員の役割・・・2時間
 - ②介護保険制度等に関する基礎知識・・・4時間
 - ③高齢者と介護・医療に関する基礎知識・・・16時間
 - ④個別の福祉用具に関する知識・技術・・・16時間
 - ⑤福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・・・7時間
 - ⑥福祉用具の利用の支援に関する総合演習・・・5時間
 - ⑦修了評価・・・1時間
- 合計51時間（8日間）

期間：平成30年2月26日～平成30年3月7日（但し、土曜日・日曜日は除く）

会場：カクイックスウィング宮崎営業所（宮崎市吉村町久保田甲906-1）会議室

定員

20名（先着順：受講申込書の受け付けは、平成30年2月16日からとなります。）

受講料

43,200円（税込、テキスト代込）
*補講等に係る費用は別途負担有

その他

本研修は、どなたでも受講できます。但し、全科目50時間の履修並びに修了評価試験を受けていただくことが必須であり、基準点に達した方に修了証明書を交付することになっております。

受講に関する問い合わせ先

特定非営利活動法人 さざなみの会事務局

☎ 0985-65-8222

宮崎市清水3丁目7-12 アイビル2階